

伊 勢 市 公 報

第 59 号
平成 20 年 4 月 21 日
月 曜 日

目 次

	頁
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道部公印規程の一部を改正する規程	2
○ 伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程	4
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程	10
○ 市立伊勢総合病院医師住宅管理規程の一部を改正する規程	12
告 示	
○ 道路の供用開始について	14
○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納に関する業務の一部の委託について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 農業集落排水事業使用料の徴収に関する事務の委託について	17
○ 農業集落排水事業使用料の収納に関する業務の委託について	18
上下水道事業告示	
○ 下水道使用料等の徴収に関する事務の委託について	20
○ 水道料金等の収納に関する事務の委託について	21
○ 下水道使用料の収納に関する事務の委託について	23
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	25
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	26
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	27
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 20 年度賦課対象区域の決定について	28
公 告	
○ 伊勢市耐震改修促進計画（案）の公表について	31
○ 伊勢市健康づくり推進条例中間案に関するパブリックコメントの結果について	34
農業委員会公告	
○ 土地改良事業への参加資格の交替の承認について	35
病院事業公告	
○ 職員の採用試験について	37

伊勢市上下水道部公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 4 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号

伊勢市上下水道部公印規程の一部を改正する規程

伊勢市上下水道部公印規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

市長名の文書用	総務課	1
---------	-----	---

を

市長名の文書用	総務課又は二見総合支所地域振興課	2
---------	------------------	---

に、「領収書用」を

「領収書等(電子公印を除く。)用」に改め、同表企業出納員印の項中

料金課	1
同	1
各支所長	12
同	12

を

料金課	2
同	2
各支所長(二見総合支所長を除く。)	11
同	11

に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行し、平成 20 年 3 月 24 日から適用する。

伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 4 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号

伊勢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

伊勢市公共下水道条例施行規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(排水設備の設置義務の免除)

第 3 条の 2 管理者は、事業者が公共用水域(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)に下水を排除しようとする場合で、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 10 条第 1 項ただし書に規定する許可をすることができる。

- (1) 冷却水、プール排水その他これらに類する下水であって、公共用水域への排出口における下水の水質が、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 条)第 6 条に定める基準に適合していること。
- (2) 下水を公共用水域に排除する設備と排水設備との分離が完全に確保された排水系統となっており、かつ、当該排水系統が容易に確認できること。
- (3) 前 2 号に定めるほか、管理者が別に定める要件を満たしていること。

2 前項の許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除許可申請書(様式第 1 号。以下「免除許可申請書」という。)に必要な書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の免除許可申請書を受理した時は、その適否を決定し、排水設備設置義務免除許可(不許可)通知書(様式第 1 号の 2)により当該申請者に通知するものとする。

4 前項の免除許可通知を受けた者(以下「免除者」という。)は、毎年度末日までに公共用水域への排出口における下水の水質を測定し、管理者

に書面で報告しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 5 管理者は、免除者が許可条件に違反し、又は虚偽の報告をした場合には、免除許可を取り消し、若しくは変更し、又は必要な措置を命ずることができる。

第4条第1項中「様式第1号」を「様式第1号の3」に改める。

様式第1号を様式第1号の3とし、附則の次に次の2様式を加える。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

様式第1号（第3条の2関係）

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

㊟

排水設備設置義務免除許可申請書

排水設備設置義務免除の許可を受けたいので、伊勢市公共下水道条例施行規程第3条の2第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請場所	伊勢市
排除水の種類	<input type="checkbox"/> 冷却水 <input type="checkbox"/> プール排水（プール水・オーバーフロー水・逆洗水） <input type="checkbox"/> その他（ ）
排除水量（m ³ /日）	
排除開始日	年 月 日から
添付書類	1 申請場所を表示した位置図（縮尺2,500分の1以上） 2 排水系統の平面図（縮尺250分の1以上） 3 水質検査結果報告書の写し 4 その他必要な書類
備 考	

住 所
氏 名 様 伊勢市長 印

排水設備設置義務免除許可（不許可）通知書

年 月 日付で申請のあった排水設備設置義務免除について、次のとおり許可（不許可）の決定をしたので、通知します。

記

区 分	許 可 ・ 不許可
申請場所	伊勢市
排除水の種類	<input type="checkbox"/> 冷却水 <input type="checkbox"/> プール排水（プール水・オーバーフロー水・逆洗水） <input type="checkbox"/> その他（ ）
排除水量（m ³ /日）	
排除開始日	年 月 日から
許可条件等	
備 考	

（不許可の場合）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊勢市長に対して異議申立てすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表するものは伊勢市長となります。）、提起しなければなりません（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第1号

伊勢市病院事業会計規程の一部を改正する規程

伊勢市病院事業会計規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第107条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 借地借家法第23条第2項の規定の適用を受ける借地権の設定を目的として、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 20年

第107条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 借地借家法第24条第1項の規定の適用を受ける借地権の設定を目的として、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 30年

第107条第2項各号列記以外の部分中「前項第4号から第6号」を「前項第5号から第7号」に改め、同項第1号中「前項第4号」を「前項第5号」に改め、同項第2号中「前項第5号又は第6号」を「前項第6号又は第7号」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

市立伊勢総合病院医師住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように

定める。

平成20年4月1日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第2号

市立伊勢総合病院医師住宅管理規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院医師住宅管理規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表中村住宅の項を削る。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 28 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 20 年 4 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
日赤東紡線	船江 1 丁目 889 番 1 地先から 船江 1 丁目 1198 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 20 年 4 月 1 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 29 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 20 年 4 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する業務を委託した者

伊勢市勢田町 628 番地 3

社団法人伊勢市シルバー人材センター

理事長 中北 隆敏

2 委託期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで

伊勢市告示第 30 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
小木町から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 20 年 4 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前	川 端 克 英
	伊勢市小木町 297 番地
変更後	西 井 紀 和
	伊勢市小木町 294 番地

伊勢市告示第 31 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、農業集落排水事業使用料の徴収に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 20 年 4 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 徴収に関する業務を委託した者

愛知県名古屋市中村区椿町 1 番 3 - 203 号

株式会社タカダ 中部支店

支店長 永谷 英雄

2 委託期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 32 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、農業集落排水事業使用料の収納に関する業務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 20 年 4 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する業務を委託した者

所在地	名称
東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町 9 番 1 号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 10 号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜 2 丁目 20 番 1 号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松 2 丁目 13 番 1 号	株式会社ホットスパコンビニエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木 1 丁目 8 番 7 号	株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン
東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号	国分グロースーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地 1	株式会社ポプラ

北海道札幌市中央区南9条西5丁目 421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田3丁目2番14号	株式会社ジェイアール西日本デ ィーサービスネット
熊本県熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社エブリワン
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第7号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、下水道使用料等の徴収に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成20年4月1日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 徴収に関する業務を委託した者

愛知県名古屋市中村区椿町1番3-203号

株式会社タカダ 中部支店

2 委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第8号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金等の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成20年4月1日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町9番1号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋4丁目26番10号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜2丁目20番1号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松2丁目13番1号	株式会社ホットスーパーコンビニエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木1丁目8番7号	株式会社エーエム・ピーエムジャパン
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1	株式会社ポプラ
札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田3丁目2番14号	株式会社ジェイアール西日本デイルーサービスネット
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社エブリワン
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第9号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、下水道使用料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成20年4月1日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 収納に関する事務の委託をする者

所在地	名称
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
大阪府吹田市豊津町9番1号	株式会社ローソン
東京都豊島区東池袋4丁目26番10号	株式会社ファミリーマート
東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	株式会社デイリーヤマザキ
東京都江東区塩浜2丁目20番1号	株式会社サークルKサンクス
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	ミニストップ株式会社
茨城県土浦市小松2丁目13番1号	株式会社ホットスパークコンビニエンスネットワークス
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ
東京都港区六本木1丁目8番7号	株式会社エーエム・ピーエムジャパン
東京都中央区日本橋1丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地1	株式会社ポプラ
札幌市中央区南9条西5丁目421番地	株式会社セイコーマート
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン
愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号	株式会社ココストア
大阪府大阪市北区梅田3丁目2番14号	株式会社ジェイアール西日本デイルーサービスネット
熊本市流通団地2丁目11番地	株式会社エブリワン
岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地	株式会社電算システム

2 委託期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 20 年 4 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
280	Water Supply 水工房	松阪市久米町 1272 番地 3	平成 20 年 3 月 19 日
281	八代工業	松阪市大口町 377 番地 1	平成 20 年 3 月 19 日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 4 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
320	有限会社 住まいのドクター	松阪市春日町 2 丁目 131 番地	平成 20 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 20 年 4 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
282	株式会社 下村住建	伊勢市小俣町明野 1234 番地	平成 20 年 4 月 4 日

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 20 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

平成 20 年 4 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成 20 年度賦課対象区域

二見町山田原、二見町溝口及び小俣町明野の各一部

平成20年度賦課対象区域（二見町）

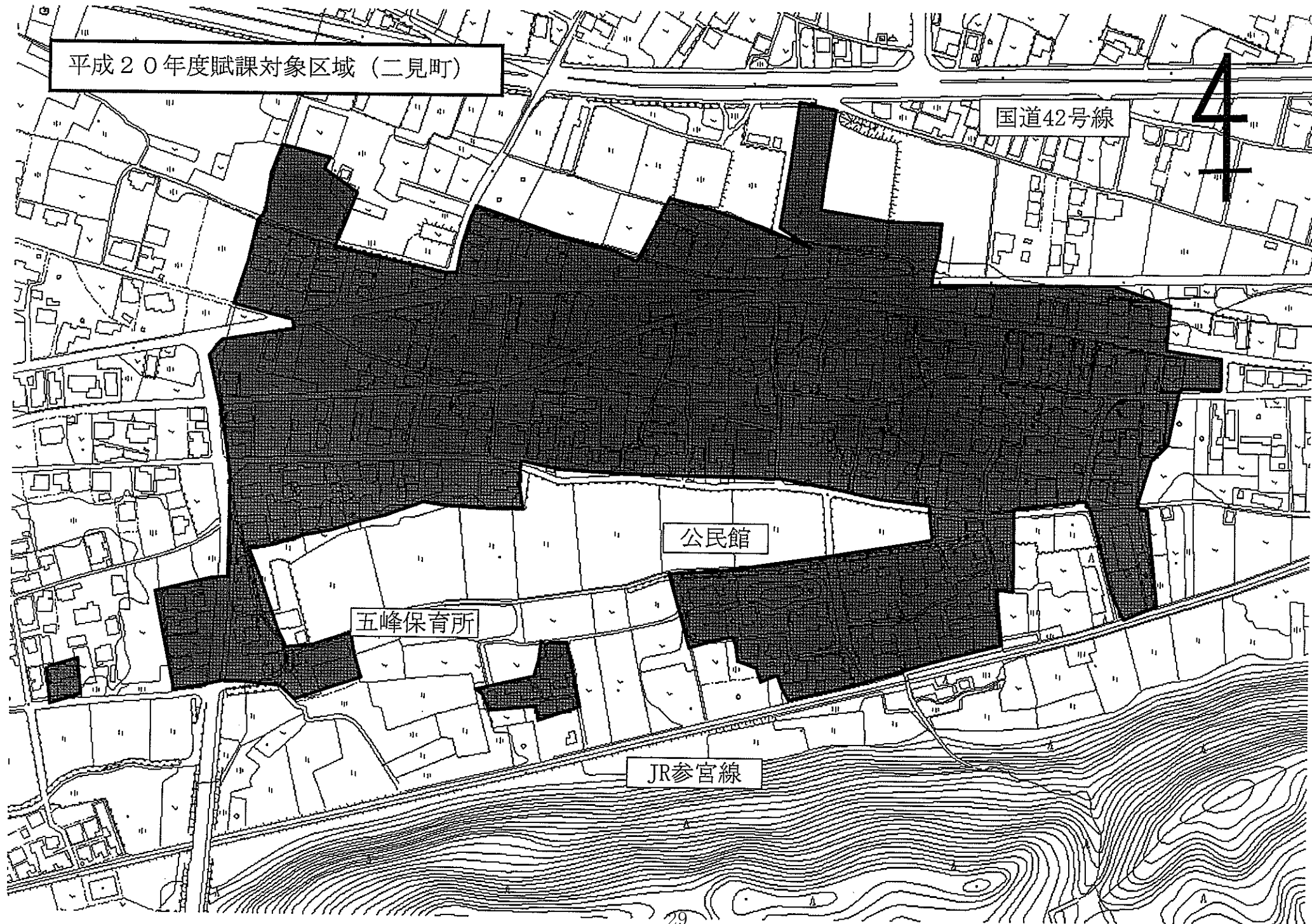
国道42号線

4

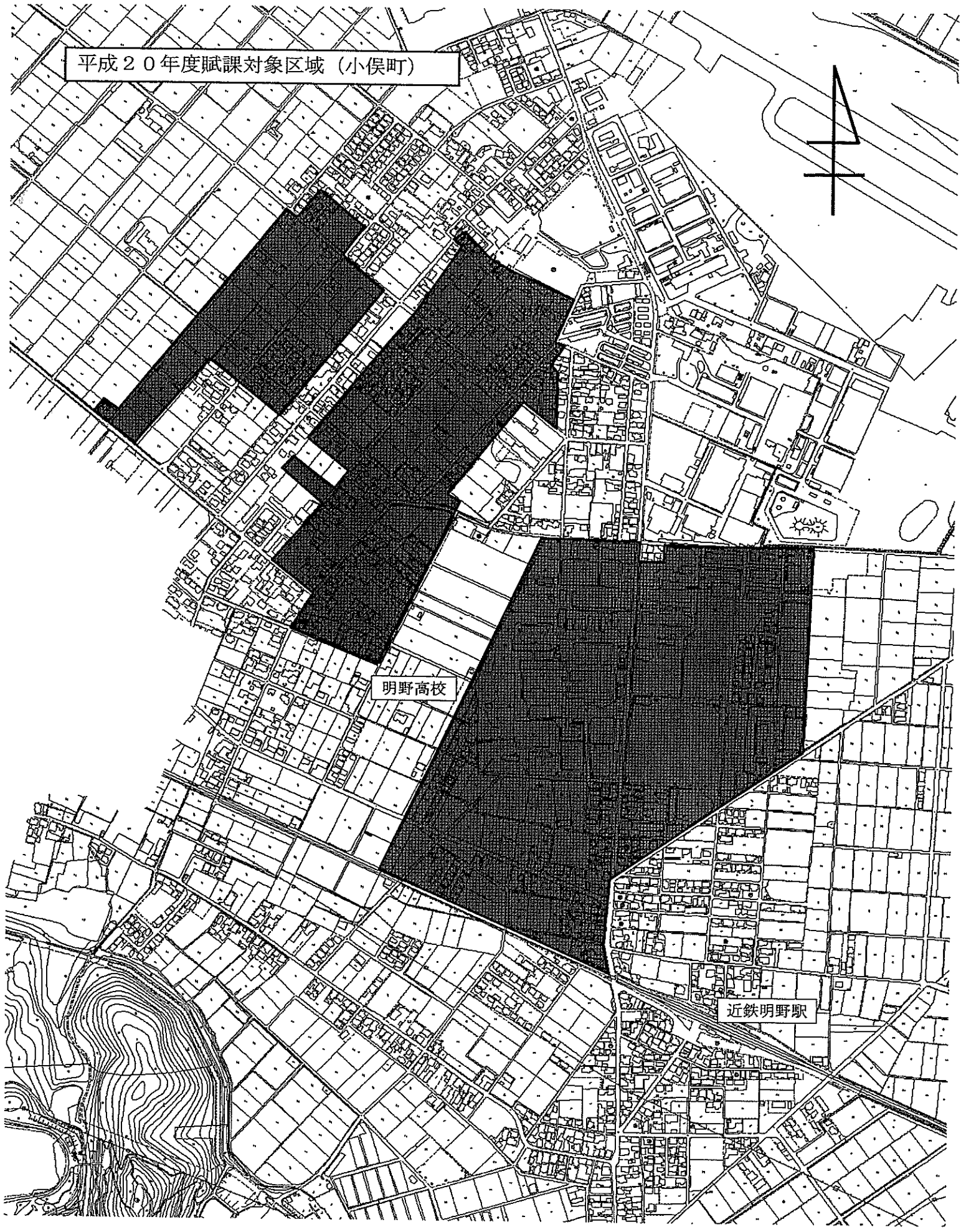
公民館

五峰保育所

JR参宮線



平成20年度賦課対象区域 (小俣町)



伊勢市公告第 40 号

伊勢市耐震改修促進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市耐震改修促進計画（案）を公表します。

なお、伊勢市耐震改修促進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 20 年 4 月 3 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市耐震改修促進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市総務部危機管理課
- (2) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市立伊勢図書館
- (16) 伊勢市立小俣図書館
- (17) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 20 年 4 月 3 日（木）

至 平成 20 年 5 月 2 日（金）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの
 - ・ 市内に住所を有する者
 - ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
 - ・ 市内に在する学校に在学する者
 - ・ 本市に対して納税義務を有するもの
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市総務部危機管理課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市総務部危機管理課 伊勢市役所本館 2 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市総務部危機管理課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kikikanri@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成20年5月2日(金)午後5時まで【ただし、郵送の場合は、当日付消印まで有効とします。】

(4) 問い合わせ先

伊勢市総務部危機管理課 電話 0596-21-5523

伊勢市公告第 41 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市健康づくり推進条例中間案に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 20 年 4 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 案の題名

伊勢市健康づくり推進条例中間案

2 案の公告日

平成 20 年 2 月 15 日

3 提出された意見等の概要および意見に対する市の考え方、修正の内容

3 提出された意見の概要

別紙のとおり

4 提出された意見に対する市の考え方

別紙のとおり

5 案の修正内容

別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市農業委員会公告第1号

下記の農用地に係る土地改良事業への参加資格の交替について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第2項前段の規定により承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第1条の5において準用する同令第1条の3第3項の規定により公告する。

平成20年4月15日

伊 勢 市 農 業 委 員 会
会 長 中 川 堯

記

No.	土地改良事業の事業主体	土地改良事業参加資格の交替申出者		申出に係る土地			理由
		参加資格を交替しようとする者 (土地所有者)	現資格者 (使用収益権者)	所在地番	現況地目	地積 (㎡)	
1	宮川用水土地改良区	小俣町相合 1115 中川 英一	小俣町相合 1115 中川 直彦	小俣町相合 1015- 2	畑 畑 田 田	2,483	現資格者に替えて当該土地の所有者が土地改良事業に参加することが、当該事業の円滑推進、及び土地改良区の適切な管理、運営の上で必要であるため。
				〃 1029		978	
				〃 1054- 1		709	
				小俣町新村 410- 1		2,195	
				計4筆		6,365	
2	宮川用水土地改良区	度会町玉城町富岡 246 見並 進	度会町玉城町富岡 246 見並 郁生	上地町 字湯田野 4917- 1	田 田 畑	1,760	現資格者に替えて当該土地の所有者が土地改良事業に参加することが、当該事業の円滑推進、及び土地改良区の適切な管理、運営の上で必要であるため。
				〃 〃 4917- 2		545	
				〃 〃 5011		1,036	
				計3筆		3,341	

伊勢市病院事業公告第1号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成20年4月11日

伊勢市病院事業管理者 間 島 雄 一

次のとおり職員の募集を行います。

1 採用職種及び採用予定者数

看護師 20人程度（随時採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和28年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付

随時。ただし、平成21年3月31日（火）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

合格者との協議によります。

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課